

平成26年第3回砂川市議会定例会
決算審査特別委員会

平成26年10月1日（水曜日）第1号

開会宣告

開議宣告

議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて

議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて

議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて

議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて

議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて

議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについて
散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 土田政己君
委員 一ノ瀬弘昭君
増山裕司君
多比良和伸君
北谷文夫君
辻 勲君

副委員長 増井浩一君
委員 飯澤明彦君
水島美喜子君
小黒 弘君
沢田広志君

（議長 東 英男）

○欠席委員（0名）

○ 決算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 奥山 昭
砂川市監査委員 尾崎 静夫

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部 兼 会計管理課 長	湯浅克己
総務課 長	安田貢治
市長公室課 長	福熊勇一
政策調整課 長	熊崎弘一
政策調整課 副審議 監	為国修一
税務課 長	峯田興生
会計課 長	福井哲
市民部 長	高橋正
市民生活課 長	東正
社会福祉課 長	近藤恭史
兼 子ども通園センター所 長	
介護福祉課 長	中村一久
兼 ふれあいセンター所 長	
経済部 長	佐藤進
経済部 審議 監	田伏清巳
商工労働観光課 長	河原之也
農政課 長	小林哲信
建設部 長	古木繁己
建設部 技 監	山梨政宏
土木課 長	荒木武雄
建築住宅課 長	佐藤樹
建築住宅課 副審議 監	金丸秀
病院事務局 長	氏家実彦
管理課 長	渋谷和
管理課 副審議 監	渋谷正人
経営企画課 長	佐々木裕二
医事課 長	朝日紀博
地域医療連携課 長	山田基
診療情報課 長	山川弘
附属看護専門学校副審議 監	細川仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育 長	井上克也
教育次 長	
兼 スポーツ振興課 長	和泉肇

学 務 課 長	大 西 俊 光
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	山 下 克 己
兼 函 書 館 長	
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○委員長 土田政己君 おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

◎開議宣告

○委員長 土田政己君 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず一般会計より行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

これより議案第11号 平成25年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

それでは、114ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。118ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

138ページ、第2項徴税費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

140ページ、第3項戸籍住民基本台帳費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

142ページ、第4項選挙費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

146ページ、第5項統計調査費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

146ページ、第6項監査委員費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。150ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費についてご質問ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

162ページ、第2項児童福祉費についてご質問ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 児童福祉費ですから、165ページの学童保育の関係でお伺いをしたいと思うのですが、それぞれが事務報告書なんかを見ると定員を満たしていたり、定員オーバーになっていたりとかということがあるので、学童保育、この年度で特に、例えば中央学童保育所あるいは南学童保育所の中で、設備を何とかというような声というのがなかったのかどうかをまずお伺いしたいのですが。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 学童保育所運営にかかわります設備のご意見等についてでございますが、社会福祉課の担当のほうには利用されている保護者から設備をどうかしてほしいという要望は特にございませんでした。ただ、過去のほうからは指導員のほうから、利用者の保護者が、特に中央学童は福祉センターの1階で実施をしているところなのですが、学童保育所の教室スペースに入る際、途中でトイレがありまして、トイレのドアは一応監視等のために扉をあけて使用しているところでございますが、トイレのにおいが気になるというようなご指摘を受けて、そちらのほうを施設管理しております介護福祉課のほうと連携しまして、トイレのにおいの消臭について若干の対策を講じたというような経過がございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 余りいろいろ聞いていくところもあるのですが、特に南学童、あるいは気になっているのは中央学童、今言っていた福祉センターと、それから南のほうは前に保育所だったところなのですが、父母の声も預けている方々の声も今のところはないというお話ですが、特に南のほうはこの年度を見ても結構な定員オーバーになっています。あわせて、木造の昔の建物ですから相当古くなっているのです。中央のほうも福祉センターの地下ですから、これももう相当古い。現場見に行っても、もともと子供たちがいられるような状況の中でやっているということではなくて、たまたまそこがというような状況もあって、あそこは水なんか来れば完全に一番最初に被害が出るようなところでもあるという環境としては、学童保育が父母たちの要望でいろいろ出てきて4カ所もできたということはすごくいいことなのですが、ただ今後のことを考えていく上で、あの施設というものをどうしていくかということを考えなければいけないのではないかなというふうに思っているのですが、今25年度の中では父母の特別な声なかったという話なのですが、この前出てきた第6期の実施計画の中にも一

切そのことは触れていないのですよね。ということは、今後も全然そういう可能性がないのかなというふうには思うのですけれども、また一般質問になるのですけれども……何とかね、その辺の父母の要求があるか、ないか、言えるのか、言えないのかというのもあわせて、何でもかんでも陳情出てこないと物事が進まないというのではこれまた困るので、状況としてどのように現場は捉えているのか、ここだけお伺いをしたいと思います。

○委員長 土田政己君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 まず、中央学童保育所につきましては、学童保育事業を平成16年から実施して、一番当初からある学童保育所でございます。こちらのほうにつきましては、福祉センターを社会福祉協議会のほうからお借りして運営させていただいてるところでございます。こちらのほうは、中央小学校の児童が通う施設というふうになっておまして、今のところ場所的にも校区内の比較的中央あたりにあるということで、立地的には大変よい場所ではないかなというふうに考えております。25年度の予算におきましては、今後の施設のあり方については検討はしてはおりませんが、今のところは当面このままの形で運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。あと、南学童保育所につきましては、平成18年から実施をしております。旧南保育所の施設を活用いたしまして開始したところでございます。施設のほうは、やはり相当年数たっておりますので、老朽化も進んでいるということで、たしか平成24年度には外壁の修理もさせていただいたところでございます。こちらのほうも今のところは当面このままの形で進めていきたいというふうに考えておりますが、国のほうでは小学校の空き教室等を利用した学童保育のあり方というのも今検討されている状況でございます。それらの国の方針の動向等も見きわめながら、将来的にはそういう方向も、いろいろ施設の運営場所等のあり方についても検討する時期が来るのではないかなというふうに所管としては考えているところでございます。

○委員長 土田政己君 他にご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次へ進みます。170ページ、第3項生活保護費、ご質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進みます。172ページ、第4項災害救助費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進みます。174ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

182ページ、第2項清掃費。清掃費ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。186ページ、第5款労働費、第1項労働諸費についてご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

188ページ、第6款農林費、第1項農業費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

192ページ、第2項林業費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。196ページ、第7款商工費、第1項商工費についてご質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、商工費の中の商工振興費、農商工連携促進補助金についてなのですが、決算ということで、この活動を通じてどのような内容でどのような効果で、今後のことは聞けないのでどのような効果というか、あとはまちの中でこういった動きが起きたのか、そのあたりについてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 農商工連携補助金でございますが、20万ということで、2件の団体に助成をしております。まず1つはグルメ研究会ということでございまして、23年に設立しておりますが、やや3年経過したという中で、過去の活動経過としては、当初米粉というものを素材にした麺、さらには砂川産のトマトを使用したカレーですとか、あと上原ポークなどを視野に入れながらいろんな試行錯誤をしてきたというところでございます。25年度につきましては、ラブ・リバーの会場でトマトカレーと米粉パンという形で試食をしていただいたという活動、さらにはくるみるのほうにお願いして、米粉パン、それにまたトマトカレーというものをちょっとアレンジした形で、ことしの話になりますけれども、緑と花の祭典の中で試食をしていただいたという活動までがまずグルメ研究会のこれまでの活動でございます。さらに、それらのものについてはまちの飲食店にもお声かけをしたということでしたけれども、原材料費の高い部分、米粉もそうですし、肉もそうなのですが、それで商品化というか、常時置けるようなものという部分にはなかなか行き着けなかったというふうにお聞きしております。もう一つはアグリラボといまして、菓子組合中心に砂川の小果樹を通じて新しい統一したスイーツができないだろうか、という取り組みをしておりまして、これについては24年に設立して、25年度、昨年度が1年目の活動でありまして、スイーツフェスタのほうで試食のケーキを5種類販売したというところでございまして、まだ両方の団体におかれましては商品化、完成という部分には至っていない状況でございます。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 3年やってきて、グルメ研究会のほうは3年と、お菓子のほうは2年

ということになるかと思うのですけれども、その成果は想定していた成果なのか、それとももっと本当は成果があるのだらうと思っただけの助成だったのか、そのあたりの認識について伺いたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 いろいろ菓子組合のほうから聞いた話では、お菓子の製作、新しい商品の製作というのは試行錯誤を何百回、何千回と重ねた結果できるものだというふう聞いておまして、非常に難しいものだと私たち原課も考えております。ですから、農商工連携の助成金は初期の段階の助成・支援という意味もありまして、この2年間、3年間で商品化するというのは、できるものもあるでしょうけれども、難しいのかなというふうには思っております。ただ、去年の活動が試食会とか研究したという2回ほどの内容でございますから、少しその部分では加速はしていないのかなというふうにとめておまして、これらについてはまた次年度も活動は続くと思われまますので、その辺の状況はまた聞いてまいりたいと思っております。

〔「もう一つ、お菓子以外、グルメ研究会のほうは」と呼ぶ者あり〕

グルメ研究会のほうも、今のところ商品化に向けてお話ししようとは多分していると思います。飲食店のほうにも何回か行かれたということは聞いているのですが、ただ結果的に、今のところはポークと、それから米粉という材料でいく方向性はできたので、今後、ことしの話になりますけれども、これについて少し活動を始めようかというお話は春先に聞いております。ただ、周りでいろいろ、JCさんでもポークチャップとかやられていますので、これらの活動もありまして重なる部分もあると思います。この部分について、私どもとしてもいろんな連携が必要だというふうにも思っておりますので、それらについては、うちも構成員に入っておりますから、お伝えはしていきたいというふうにも考えております。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 農商工連携ですから、農商工の連携も一つでしょうけれども、その他団体ともうまく連携してやっていただきたいなというふうに思います。

次に、企業誘致費です。企業誘致なのですから、しばらくトーンダウンしているのかなという、ソーラーの話があって一時はちょっと盛り上がったのですけれども、その後、これもかなり継続的に東京砂川会さんとか、そういった場所も含めて情報収集という形で何年もやってきているとは思っているのですけれども、そういった中でいまいち成果的なものは何となく見えていないような気がするのですけれども、これはどのように現場としては認識しているのかお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 企業誘致費の中で旅費が118万ということで大きな金額になっております。これについては、ご承知のとおり空知太地区に来る大型小売店、

これは誘致した企業ではございませんけれども、これらについて関連である物流機能というのも当然あるだろうと。店舗展開が核店舗、砂川の店舗が核になって、その周りに中小の店舗ができるということをお話しされていますから、当然核店舗の近くにはそういう機能が必要ではないかというお話し合いをずっと続けさせていただいて、お願いをしております。さらに、企業誘致という直接の部分ではないですけども、行った際に地元の雇用にまずお願いをしてきて、オーケーをいただいております。地元優先です。さらに、地元企業の製品を取り扱っていただくと。さらに従業員の方については砂川に住んでいただくということもこのお話し合いの中でさせていただいております。この部分については物流機能の企業誘致の営業とともに、ある程度一定の答えを出せたのかなというふうに思っております。さらに、群馬県のプラスチック製造会社とのつながりもありまして、こちらのほうとは、25年度に1度訪問させていただきましたけれども、その後もいろいろメールやら、例えば新しいパンフできたら送るだとか、いろんなつながりというか、それは関係を切らないようにして訪問というか、連絡、情報提供等をさせていただいております。さらに、平成23年のときに伺った企業にも、数年たちましたので、またお伺いをしたということで、一応関係をつなぐことも一つの企業誘致のこれからの効果というところにつながってくるかと思っておりますので、そのような形で、物としては企業誘致の実現はなりませんでしたが、ある程度ステップは踏めたのかなというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 企業誘致に関しては、企業誘致したから来るということではなくて、しなくてもあえて来てくれたりとかということが、どこから降ってくるかわからない話なので、情報収集等々必要なことであろうとは思っておりますけれども、もうちょっと、コメリさんですか、来るということで、その周辺の整備に関しての企業誘致をターゲットにした動きもあっていいのかなんていうふうに、これは一般質問ですね。

以上で終わります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 活性化プラザの関係でお伺いをします。25年度は、特に冬場の関係で利用者数の前年度との比が、結構多く利用されているという状況です。これは、どうしてだったのでしょうか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 子どもの国協会における試行的な冬期開園というものがございまして、それに伴って、夏ピラミッドで遊ぶ子供たち、これを活性化プラザ内で、あの大きな面積の中で遊具を置いて遊ばせるということ、北海道子どもの国協会もどこでやったらいいのだろうということで模索していたというお話を聞きまして、私どもとしては活性化プラザの利用促進ということもあってお願いをした結果、子どもの国協会による活性化プラザの冬期の利用が2,824人ということで多くの方に利用していただきま

した結果が冬期の増員の原因です。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も行ってみたのですけれども、とってもいい状況だったと思うのです。ただ、ちょっと中身を聞くと、子どもの国協会、道としてはあそこがベストなのかどうかというところはどうかあるようなのです。できれば、砂川市のあの施設ではなくて自分の持っている施設でああいう形をやりたいというような話もあるようなのです。でも、私は絶対あそこだろうと思うのです。もしやってもらえるのならですけれども。そういう意味からいうと、今後もああいう形で子供たち、親子が来て、特に今後はインターもあいていくわけだから、本当に活性化プラザの利活用のためには最高のいい状況だと思うわけです。これは、砂川市には直接入ってこないけれども、利用料も少しでも入ってくるということは、委託しているところもいいということにも全部つながってくるので、市を挙げて、ぜひ何とか冬の活性化プラザの活用という意味で道のほうに強く要請をしていってほしいなど。今後もああいう形をやってもらえるかということなのですから、その辺の状況というのは今のところどうなのかをちょっとお伺いします。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 委員さんのおっしゃるとおり、道の要請につきましては、今年度は本格的な冬期開園ということで北海道のほうに要請書を出したところでございます。それで、道のほうとしては、本当はレストハウスを含めた自分の施設内ということで、活性化プラザは公園内施設ではなくて隣接施設だという認識持っていますので、ですけれども私たちとしては一体的に、砂川の経済の活性化にもつながるということもございましたので、子どもの国協会のほうに今年度本格的な場合はぜひまたお願いいたしますというお話をさせていただいた延長上で、北海道のほうにことしもどうぞ使っていただきたいということの要請書を出したところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市長はどうですか。活性化プラザは市長も行かれていると思うのですけれども、冬場の利用というところですから、これは首長さんがしっかりと道のほうにお願いしていただくというようなことは、今かなり重要な段階だと思うのです。実は、かなり綱引きがあるようなのです。そういう点からいって、市長はこういう関係でこういうお話を道のほうに要請をされたということはあるのでしょうか。

○委員長 土田政己君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今年度になりましたけれども、市長名で北海道のほうにことしも使っていただきたいという要請書を出したところでございます。

○委員長 土田政己君 他にご質疑ありませんか。ありませんね。

では、次へ進みます。202ページ、第8款土木費、第1項土木管理費についてご質疑

ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進みます。同じく202ページ、第2項道路橋梁費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。210ページ、第3項河川費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。212ページ、第4項都市計画費についてご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。216ページ、第5項住宅費についてご質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 221ページの老朽住宅除却費の関係でお伺いをしたい。これ決算では36万8,000円ということになっているのですけれども、予算は120万とってあったのですけれどもね、25年度で何件ぐらいの除却費の補助金が使われたのかお伺いします。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 老朽住宅除却費補助金の件数というご質問でございますね。3件でございました。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 予算は120万でしたので、予算の段階では何件ぐらいというふうに読まれていたのでしょうか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 10件程度見込んでございました。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これなかなか、この補助というものを出していっても25年度では3件しかなかったというふうを感じるのですけれども、どんな要件というか、要因で、最初の10件予定したものが3件で終わってしまったというふうに考えますか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 申請の条件といたしまして収入要件、一番それが問題になると思うのですけれども、あとは1年を経過したものというところで何件か条件に満たないというものがございました。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 補助金を申請したのだけれども、だめだったという例があるということですね。それは、もうちょっと具体的に……今資料ないので。収入要件と、それから空き家になって1年以上経過しないとこれは補助金の対象にはならない。そのところ説明し

ていただけますか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 補助の条件といたしましては、まず収入が、世帯の総所得ですね、これが他のリフォームの条件と同じでございまして550万以下となっております。あとは、建物に関しては、個人が所有するもので所有者が居住に供しない状態で1年以上経過したものということになっております。また、賃貸とか給与住宅として利用されたものについては、この対象外というふうになっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、壊すためにこれを使おうと思ったけれども、25年度でいいのですけれども、さっきの要件でだめでしたというのは何件ぐらいあったのですか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 何件が対象外となったかというご質問だと思います。先にちょっと追加で、対象物件は昭和56年の5月31日以前に着工されたものも対象となるということです。

〔「56年以前が対象」と呼ぶ者あり〕

56年以前に着工されたものが対象になっておるので、これ以降のものについては対象になっていないのです。

それで、ご質問に戻りますけれども、申請に来てだめだったというケースは余りないのですが、事前にご相談を受けたり、お電話でお問い合わせいただいて、条件を聞いた上でそのような状態だということで、収入に関してはご本人調べていただいて、後日その部分については当該制度については対象外になるということでご説明申し上げております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ条例でしたっけ。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 要綱でございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 要綱なら議会の議決は要らないのだね。この補助金というのはもうちょっと使われたほうがいいのだろうな、使われて、古い家はなるべく壊してもらいながら、更地になれば売りやすいだろうしという流れをもっとつくったほうがいいのだろうなというふうに思うのです。正直今聞かないとわからなかったのだけれども、結構な要件があって縛りがあって、この縛りが本当に適切だったのかどうかというのを今ちょっと感じるわけです。老朽住宅を除去するための収入要件って本当に要るのかなとか、お金があったとしても家を壊すことというのはなかなかし切れないというところもあるわけで、仮にこの補助金が少しでも後押しするようなものだというふうに考えるならば、どうやらその辺のところはよかったのかなというふうにも思いますし、それから1年経過というのも、意外

とこれもどうなのだろうなというふうにも思うし、何でこんなふうな要件ってつけようと思ったのですか。審議していないから聞いてもいいね、どうだったのですか。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 まず、収入要件のことをございますけれども、この補助金制度以前に民間住宅の制度がございまして、その創設時に収入要件をつけました。それは所有者ではなくて世帯ということで。民間住宅への補助金ということを考えまして、老朽住宅についても制度間の均衡を図る必要があったということで、この発足時については550万以下と。平均所得を見まして、北海道、国を見まして、ハートフル住まいあるが創設したときに550万という設定をしておりましたので、この要綱をつくる際にも再度確認をして、同じ収入要件としたというところですよ。あと、1年以上の問題なのですけれども、普通の住宅ですと1年以上ほっておくと、1シーズン置きますと人が使っていないとかなり傷むと。ひいては近隣の方にご迷惑をかけることが非常に多く、苦情も出るというところで、1年以上経過したものでほっておくと管理がなされないで非常に問題が生じるだろうというところで1年以上というふうに定めたところをございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当に今市内では空き家が多くなっていると思うのです。売り物件みたいな形で看板立っているところはまだいいのだけれども、そういう状況ではなくても、冬なんか見ると全然除雪していないし、ここはもう完全に空き家になっているのだなというところが本当に多くなってきていて。老朽住宅の関係で考えていくと、固定資産税の関係で住宅特例というのがあって、妙に市民の中には、建物を壊すと固定資産税が何倍にもなるぞという話を本当に最近よく聞くのですよ。だけれども、家屋である程度税金を払っているから、実はそんなに、大幅に高くなるといっても実際は何倍と言っても全然間違いではない制度なのですけれども、そういう意味も含めていくと、それは国の制度だから国が何とか変えてもらって、その特例を外すか何かの形をしていかなければならないのだけれども、このまんま、せつかくちはこうやって25年度でも補助金を出している。でも、予算では10件のところが3件だったというようなことを考えていく上で、さっきの住宅特例の形をカバーする上でもこの補助金というのは、やっぱりどんどん話を進めていっていいと思うのですよね。そんな意味も含めながら、この補助金がもう少し有効に活用されて、今後古い家になるべく早く壊れて、そしてまた新しい人が住んだり、危険が少なくなるような方法ということにおいてどのように考えていこうとしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 制度を運用しましてから2年度が終わりまして、見直しをしない制度というふうには考えておりません。委員がおっしゃいますように、ほかの制度との均衡も図りながら、使いやすい制度ということが一番の問題になってくると思

いますので、今後民間住宅の補助金制度というのも新たに考えたりしていく時期になっておりますので、これらも含めて使いやすい制度となるように検討はしていきたいと思えます。また、ちょっとつけ加えますけれども、ハートフル住まいについては地元の限定にはなってございませんでしたけれども、今のご質問の内容とは違いますけれども、あと太陽光、こちらのほうは普及促進を目的としているので限定しないということでご説明を前にさせていただいているのですが、この老朽住宅については地元でいいたろうということ限定しております。その関係もありまして、市外にお住まいの親族の方というのはどうしてもお知り合いの方とか関係企業の方をお願いして市内の建物を壊すというケースもリフォームと同じように往々にしてありまして、全てが条件に合ってこない要因の一つとしてはございました。

以上でございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、住宅ですから、217ページ、市営住宅の管理に要する経費の中で移転料ということで222万何がしかの決算の金額が出ております。そこで、移転料でありますから、これは宮川団地、また豊栄団地の移転の関係含めてだというふうに思います。移転については、事務報告書を見させていただきますと、25年度については大体戸数も含めてわかってはいるのですけれども、当初予定していた形での計画があったかと思うのですけれども、この辺の実績として25年度、それぞれ宮川団地、豊栄団地の退去の戸数が載っておりますけれども、この辺はある程度市のほうで考えたおりのような計画が進められてきているのかどうか、まずその辺確認させていただきたいと思えます。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 宮川、豊栄団地の移転料の関係でございますけれども、当初の予算としましては宮川団地8戸、豊栄団地2戸、合計11戸の予算を組んでおりました。毎年春に入居者の皆様の意向調査しまして、空き住宅の状況を見て住みかえを進めてまいりまして、実績としまして宮川団地で11戸、豊栄団地で2戸の合計13戸の方が移転をされたということで、計画より若干多い戸数で住みかえが行われました。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 退去の戸数と移転の戸数が若干違うのは、恐らく場合によたら移転された方と移転をしないで違う形で退去せざるを得なくなったといったふうに受けとめるしかないのかなと思っております。そこで、もう少し25年度の移転の関係でお伺いしておきたいと思うのですけれども、宮川団地もそうですけれども、豊栄団地も高齢の方たち、特に豊栄団地は高齢者の方多いですけれども、宮川団地においては高齢の方も多いいですけれども、ときには若い世代の世帯もあるのではないかと思うのですけれども、移転に対して世代的にどのような割合で25年度においてされていたのかどうか、それを聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 移転された方の世代の関係でございます。宮川団地につきましては、先ほど申しました11件の方が移転されております。世代、年代でいきますと、50代の世帯が3世帯、60代の方の世帯が8世帯でございます。豊栄団地につきましては、2件とも80代の世帯の方でございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 おおむね高齢の方たち、特に豊栄団地についてはそもそも高齢の方が多いというのは十分承知していますから、宮川団地においては高齢もそうですけれども、50歳代ということでまだまだ現役である世代もあるのかなと思って理解をさせていただきたいと思います。それで、恐らく平成25年度の当初の計画ではある程度詰めてはいると思うのですが、次の年に向けて毎年確認もしながらですけれども、どこの団地へ移転というか、住みかえしようかといったことのいろんな動きもされておるようですし、ちまたにお聞きすると各団地を、説明会ではないですけれども、現地を見に行ったりとかもしているというふうに聞いておりますけれども、そういった中で考えますと、特に高齢の方が多い団地でありますから、ここを見に行ったとしても本当に入れるのかどうかといった部分では、高齢ですから、宮川中央団地であれば3階建てで、3階程度ならいいですけれども、やはり1階に住みたいとか、東町団地へ行けば5階建てで、主に上の高層は若い世代に使ってもらいたいという方向も持っているようですけれども、やはりできる限り1階、2階にいたい。場合によったら、できれば町場であいているところがあれば、そこに住みかえしたいといったことがあるかと思うのですが、そういったいろいろな条件がある中で、平成25年度においてそれぞれ移転に向けた動きをしているところでの住んでいた人の方の意見というか、要望というか、そういったことというのはどんなふうに受けとめているのかどうか、それも聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 入居者の方の要望としましては、まちの中の駅に近い三砂ふれあい団地ですとか、あと建てかえして新しくなった南吉野団地とか、その辺のご希望がやはり多いです。あと、近い団地ということで宮川中央団地をご希望の方と。三砂ふれあいですとか南吉野は待機者の方も結構おられますので、既存の一般の待機者の方とバランスをとりながら、ある程度割合で、住みかえの方が例えば2だったら一般の方が1とかいうように団地ごとである程度割合を考えて、ある程度優先を図りながら移転を進めているという状況でございます。あと、宮川中央団地につきましては比較的空き家も多くて、春先あたりは1階のほうもこちらのほうで確保するようにしまして、そちらの希望の方も結構おりますので、なるべく高齢の方は1階に住んでいただくというようなことで考えてございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 中身的にはわかりました。特に高齢の方が多いですから、それと一般の公営住宅に入りたいという方たちいますから、この辺は上手に整合性を持ってやっていただきたいと思うのです。

そこで最後に、特に宮川中央団地においてももちろん高齢の方多いですけども、強いて言うと年度計画で、将来含めたら退去を含めて移転をしてもらいたいという計画ですから、ただその中でまだ宮川団地においてもここにずっと住んでいきたいなといった方たちも多いとは思いますが、この辺声として受けとめて、市としてどのように雰囲気として平成25年度の状況を見て受けとめているのか、その辺ちょっと最後に聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 25年度の意向調査におきましても、住みかえの計画は未定ですとか、はっきりと書かれていないのですけれども、声としてはこのまま住み続けたいという考えの方もおられるのは把握しております。何回も申し上げておりますが、建てかえ計画と違いまして、何年に何戸解体して移転していただくというような、かちかちと決まったものではございませんので、一応長寿命化計画の中で宮川団地は10年、豊栄団地は15年で用途廃止していきたいという計画ではございますけれども、その辺市の計画を理解していただいて、粘り強くご説明して、説得して進めてまいりたいと考えております。

○委員長 土田政己君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次へ進みます。224ページ、第9款消防費、第1項消防費。消防費ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次、226ページ、第10款教育費については、10分間休憩後に行いたいと思います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○委員長 土田政己君 休憩中の委員会を開きます。

226ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。228ページ、第2項小学校費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次へ進みます。232ページ、第3項中学校費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次へ進みます。238ページ、第4項社会教育費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。246ページ、第5項保健体育費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。250ページ、第6項給食センター費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。254ページ、第11款公債費、第1項公債費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。256ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。256ページ、第2項特別会計繰出金、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次へ進みます。258ページ、第3項開発公社費、ご質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。260ページ、第13款職員費、第1項職員費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

264ページ、第14款予備費、第1項予備費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。歳入についてご質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 歳入、市税の関係でお伺いするのですが、現年度の収入率というのが99.34%と、すごい数字が出ています。これはだんだん伸びてきているのだらうと思うのですが、まずどんな傾向であるのかと、それからこの数字というのは全道的にはどのぐらいの位置の数字になるのかお伺いします。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 市税の収納率の関係のご質問でございます。

ご質問の個人市民税の現年分の課税については99.34%というのが一つの収入率ですが、市税全体で見た場合には現年分と過年度分、滞繰分ですか、これを合わせると95.1%ということで、決算書の15ページ、これが市税の現年度と滞繰分の合わせた分で95.1%になっております。ここの数字を参考に全道的なところでいきますと、滞繰分も合わせると35市中、上から11番目というようなところでございます。ただ、

現年度分につきましては35市中4番目、滞繰分につきましては18番目というようなことで、現滞合わせると35市中の11番目ということで、これについては毎年収入率としては上昇傾向になっておりますが、全道的な順位というところに関しましては上がったたり、あるいは下がったりというような、ほかのところの部分もちょっとありますので、過去には非常に全道的に上位のところであったところからちょっと下がってきたところから比べると、大分上位のほうにはなってきた状況にあります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今課長の答弁がちょっと聞きづらかったのだけれども、全体からすると95.1で、こっちは上から11番目。上から4番目というのは市民税の個人のことだったのでしたっけ、そこをもう一回言ってもらえますか。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 現年、滞繰合わせて95.1%ということで、これが35市中11位ということで、このうちの現年度の部分だけを押しえると第4位というようなところになっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 現年度分といっても全部合わせているのだよね、今のは。市民税全体としてということですね。これきつとすごい数字なのだろうと思うのです。上から4番目って、すうっと流してしまうと、ああ、上から4番目と思うのだけれども、相当努力の上での4番目だと思うのですけれどもね。まだ上にいるというのは何かすごいところがあるのですか、ちなみに。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 ちょっと説明が悪かったのですが、市税全体として95.1%ということで、これが35市中11位ということで、市税の現年分については95.3%ということで、これについては全道的に第4位ということで、これについては毎年、最近はずっと収納率も上がって上位に来ているところもあるのですが、この上のほうにつきましては、上位の1位なんていうのは結構同じような市が占めている部分もありまして、収納率の部分に関しても単年だけではなかなか難しいので、毎年毎年の積み重ねが非常に大切なところではないかと考えていまして、砂川市においても何年前からは滞納処分あるいは滞納整理ということで、早期に滞納をふやさないよということの取り組みが結構功を奏してきているというようなことになっていると思っております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一番わかりやすく聞くと、自分にとってですけれども、市民税の個人の部分で現年度ではまさに、さっきちょっと言ったのだけれども、収入率では99.34%ですよ。ほとんどとれているという。滞繰の場合は仕方ない部分があって、さっきの数字は全部それも合わせてひくくるとということだと思し、4番目は現年度だけ、全体

でということだったと思うのですけれども、個人の99.34というのは数字としてどんな状況なのですか。もうほとんどとれていて、あとは非常に大変なのだということなのかどうか、ちょっと具体的に、余り個人がわからない程度でいいのですけれども、お伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 やはり昨今の経済状況もありまして、市税の部分の収納に関しては非常に担当者も苦勞しているところでありまして、これも毎年毎年収納率がちょっとずつ伸びているというようなところがございますけれども、通常の流れとしてまず期限までに納付されない方については督促状を送ったり、あるいはその後催告書というような文書、あるいは直接訪問とか、あるいはいろいろな部分をやってもなかなか納めてもらえない方については預貯金調査みたいな、財産調査をするというような状況もありながら、事務的にも非常に大変な部分もございます。そんな中で、個人の部分を見ると99.34ということで、我々職員、あるいはそれ以外にも住民の方も税金を納めるということが非常に大切だ、まちづくりのためにもやっぱり必要だ、税金は納めなければならないという認識も大分あるのかな、出てきているのかなというようなところがございます。この先の率を上げるということは非常に大変なところではありますけれども、本来みんなが公平に全部納めていただくというところに持っていくのを目標に我々職員はやっていくところでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 0.66というのは何人ぐらいになるの。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 ちょっと人数というところでは押さえておりませんけれども、個人市民税の方は比較的ある程度人数が多いところで、納税義務者も結構ありますけれども、大分少なくなってきたのかなというところではございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 多分納税義務者で掛け算すれば出るということだよ。でも、そう簡単ではないのか。それで、事務報告書を見ると市税滞納による差し押さえ状況というのがわかるわけですが、24年度から比べると結構件数もふえているし、金額もふえているということが書かれているのですけれども、当然これが収入率を上げていく一つの大きな要因でもあるのだらうと思うのですけれども、相当無理してやっているのか、特に預貯金なんかというのは件数も前年度と比較すると120件ふえているというような状況で、困っている人からはぎ取っているということではないのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 収納率の対策の一つに差し押さえというのも行っております。この前段については、いろいろ督促状を出したり、あるいは催告状を出したりしている中

で、なかなか連絡がもらえなくて状況がわからないというような方も結構いらっしゃいます。そのような方に対しては財産調査ということで預貯金とかの調査を行っています。その中で、預貯金があるにもかかわらず税金が納められていないという方に関しては、当然市税は納めなければならないというところがありますので、そういう人に関しましては、ちょっと言い方が悪いですが、悪質というような見方もできますので、調査した中で財産のある方については、やはりきっちり納めている方との公平感というところも当然ありますので、その方に関しては今後も引き続き預貯金調査を進めさせていただいて、財産がある部分については税金のほうを払っていただく、差し押さえを行っていくような考えではおります。

○委員長 土田政己君 他にご質疑ありませんか、歳入全体についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。506ページからの財産に関する調書を含めての質疑だったのですが、それについては質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、283ページからの議案第12号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 国保会計のことでちょっとお伺いするのですが、まず基本的に、329ページでいいのですが、保険給付費の関係なのなのですが、事務報告書を見るのですよね。ただ、事務報告書と決算の数字、特に一般被保険者の関係とか年間の件数とか総額が合わないのです。これはどういうふうに見ればいいのかというのをまずお伺いしたいと思うのですが、

○委員長 土田政己君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの件数と費用の関係でございまして、今こ

の予算上でいいますのは支出したものであるということになってございます。あと、事務報告というのはトータルの最終的な数字ということになるのですけれども、歳出のほうはここから支出はするのですけれども、中には戻ってくるものがあるのですが、その戻っているものが歳出のほうには入っていないということになります。ですから、予算書のほうは歳出で、決算書のほうではその受けはまた別なところに入ってきているというような捉えでございませう。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今僕は決算書を見ているのです。予算書は全然見ていないのだけれども、この決算書の329ページと事務報告書の39ページの保険給付費というのは、いわゆる医療費ということでは同じなのかなというふうに思うのですけれども、総額でいっても事務報告では18億8,000万になっていて、決算書の支出済額では17億1,000万というふうになっているので、どっちを見れば平成25年度の数字なのかなというのがちょっとわからないのです。受診の件数にしても、事務報告では6万8,000件、決算書では受診件数足していてもなかなか6万8,000にはならないのではないかなと思うのですけれども、どういうふうな見方をすればいいのかなというふうにまずお伺いしているのですけれども。

○委員長 土田政己君 答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○委員長 土田政己君 休憩中の委員会を再開いたします。

市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 大変失礼いたしました。

まず、決算書のつくりなのですけれども、先ほど申しましたとおり、まず歳入と歳出、入ったものと出たものという考え方になります。あと、事務報告のほうは、先ほど言いましたとおり、歳入等、後で歳出してから入ってくるものもございまして、それはそこに入っていないということになりますので、歳出したものは決算書になりますけれども、では何が入ってきたかということになります。決算書のほうの316ページになります。この下段のほうに一般療養給付費第三者納付金というのがございませうけれども、これは一度療養費として支出したものではありませんけれども、例えば療養費として支出したものがこれが交通事故だった場合、今度加害者のほうが保険等を使って全額この医療を賄うということで戻ってくるものがあります。それがこの第三者納付金となるのですけれども、事務報告のほうはこの入った分を引いていないという形になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

ごめんなさい。事務報告のほうは引いているという形になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 土田政己君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 私のほうからご答弁をさせていただきますが、まずこの違いの額、一般療養給付費の違いの額というのが今言いました316ページの下段のほう、右側、一般療養給付費第三者納付金というのがございます。つまり第三者納付金というのは、一度支出したけれども、後からこの分が入ってきましたと。ですから国保会計上はこれは全部出たことになっていきますから、こちらのほうがその数字は大きいことになります。そこから第三者納付金を引いたものが事務報告、実際に支出として出ていった分ということになってございますので、国保会計上は療養給付費としては一度出ていきますので、第三者納付金も足さったものが決算書のほうには載ってくる。それから、事務報告のほうには、それが入ってきておりますので、引いたものが事務報告には載ってくるということでございますので、この金額の違いがこの差額ということになってございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まず、見方をちょっと聞きたいと思っていて、事務報告書の療養給付費給付状況（一般分）と、こうありますよね。この一般分の総合計、いわゆる総医療費ですよ、18億8,200万になっていますよね。そうですね、同じもの見えていますよね。18億8,000万になっていますよね。それで、この決算書のほうの療養費の一般被保険者療養給付費というのは、そのまま支出済額を見れば13億8,800万ですよ。百何十万の違いでは全然ないでしょう。だから、決算書と、それから事務報告書の仕様が違うのかどうなのかなというふうに思って、どっち側を見ると砂川市の国保の今の現状が見やすいのかというのをまずお伺いしたいのです。

○委員長 土田政己君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ちょっと説明の仕方が悪くて、大変申しわけありません。

ただいま総医療費の関係で18億8,200万ほどということでございますが、こちらの数字自体は決算書のほうには反映をされません。これは、実際に医療費としてかかった分ということになりますので、いわゆる10割という考え方があります。国保会計から出ていくのは一般的には7割分が出ていきますので、単純に普通は7を掛ければいいのですが、70歳を超えた方については1割という方もおりますから、単純には7割は掛けられないのですが、会計上は実際に出した分、つまり約7割分が会計では出ていきますと。ですからその金額になるということで、先ほど私のほうでご説明したのは、さらに右側のほうの保険者負担額、この金額と決算書の額が100万ほど違いますので、こちらのほうの説明を先ほどさせていただいたのですが、総医療費と保険者負担の関係については総額から約7割分が国保から出ていくということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。つまり決算書のほうが国保の関係でいう、違うか、この保険者負担額というのを見ればいいのですね、事務報告書のほうであれば。総医療費とい

うのは、資料としてこのぐらいお金が医療費としてかかっていますよという見方ですね。それで、去年と比べると、保険者負担でも総医療費でも同じことになりますよね、1億少なくなっているわけですね、25年度というのは。これは、どんな傾向で1億というのが少なくなってきたのかという点をお伺いします。

○委員長 土田政己君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 一般の関係の療養給付費でございますが、平成25年度におきましては、保険者負担分でございますけれども、平成24年度に比べてマイナス5.3%、つまり医療費が減っておりますので、この分減額になってございますし、この主な要因としては高額な医療費、ここの部分が減ってきております。つまり、この療養費の中でも通院費、それから入院費というのがございますけれども、落ちている主な要因は入院のほうが減ってきているということでございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今事務報告書を見るのですけれども、24年と25年では受診件数というのは200件ぐらいはふえているのですよね。ところが、総医療費で見ましょか、保険者負担、どちらでもいいのですけれども、総医療費で見ていくとさっき言ったように1億減っている。つまりそこは高額の方々が少なくなったというお話ですけれども、これはもうちょっと分析ができるのですか。例えばみんなが健康になっていっているものなのか、あるいは高額で今までかかっていた方々が残念ながら亡くなられていっているという傾向なものなのか、その辺はもうちょっと細かい分析というのはあるものなのでしょうか。

○委員長 土田政己君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 この分析は非常に難しいです。制度上、国民健康保険の被保険者数は今毎年少しずつ減っております。ただ、65歳以上の方はふえておりますので、これだけから見ると本来は高額の方もふえるのだらうとは思いますが、ただ平成20年の4月に後期高齢者の医療制度ができていますので、例えば63歳、4歳でかなり糖尿病、腎臓関係で医療費の高い方が入院されても75歳になると今度は後期高齢に行きますから、少なくとも亡くなる方もおられますけれども、後期高齢のほうに移行していくという方もございますので、ここの入れかえのところが少し細かくレセプトを分析しないと、総体の中では確かに高額の方、件数も費用も減っておりますけれども、ただどこで亡くなったのか、あるいは次の段階に行かれたとか。それから1つには国保の被保険者が減っていると。これはもちろん人口も減少していますから、それに付随して微減ということにはなりますが、ただ昨年あたりからほかの保険のほうに移行していくという方もおりますので、この方がどの年代で医療費がかかった方が移行するのか、例えば国保と違まして社会保険、いわゆる共済ですとか、そういった被用者保険については被扶養者という部分がございますから、働ける年代の方で65歳から74歳の方を扶養でとるという方もございますので、そうすると自分は働かなくても国保から抜けていくという部分がありますから、実

際には少し時間をかけてレセプト分析をして、どういう傾向で下がるのかというようなことは、これは十分調べなければならぬのですが、これには少し時間がかかるということでございます。

○委員長 土田政己君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、歳入で国民健康保険税の部分で不納欠損が1,450万ばかり出ているのですけれども、これの内容といたしまして、どうしてこういうことになるのか教えていただけますか。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 国民健康保険税の不納欠損の関係でございます。

今回不納欠損した部分として1,451万7,921円というような欠損額ですが、このうち5年たって、ある程度経済的に大変な方とか、あるいは不明の方とか、なかなか居所がつかめないとか、そういうような方に対して行った時効の完成によるものが1,382万5,000円程度あります。もう一つは執行停止ということで、もともと経済的に大変でちょっと執行を停止した部分で、3年たって大変な状況が変わらないという方、そこを不納欠損にした部分が69万2,000円あって、その部分での不納欠損というような状況でございます。

○委員長 土田政己君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 不納欠損すること自体は、整理をするという意味では会計上はいいのだと思うのです。ただ、普通はよっぽどでない限りは分納という形で古い部分から少しでもいただいてくるというのが筋だと思うのです。結局、繰り越しの滞納があって亡くなってしまったとか、そういう部分はこれは仕方ないのかもしれませんが、一般的に考えるとやっぱり自動車保険でもそうですし、一般の生命保険でもそうですけれども、保険料として払わないともらえないのです。それと同じことだと思うのです。結局何を言いたいのかというと、悪意のある人もいるだろうし、そうではない本当に生活が苦しいという人もいるのだろうけれども、ここで税としていただけない、しかも、健康保険を出していたら医療費として7割払っているのですよね。ですから、とんでもない額になるわけですよ、ここに見えてこない不納欠損の部分ではないところで。その辺のことを考えて、やはりきちっともらうものはもらう。苦しいのだけれども、短期証とか資格証とか、そういうことで対応しているのか、例えば滞納はあるのだけれども、現年度分については払ったからということで丸々保険証を出しているのか、その辺どういう扱いになっているのでしょうか。

○委員長 土田政己君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 ご指摘のとおり、本来であれば全員の部分の収納というのが公平性、あるいは健康保険会計を賄う上では当然重要なことでございます。その中でもある程度経済的に大変な方ということで、言われているように滞納した方に関しては、基本的

には納めていただくというようなことをやっておりますが、中には経済的に大変な方がいて、なかなか納められないけれども、病気で病院にかからなければならないというような方がいらっしゃると思いますので、そういう方に関してはある程度納付の約束とかなんかをとりながら、短期保険証なり資格証みたいな対応も実際しております。その中では、やはり不納欠損を出す前に早期の対応が必要というようなことではございますので、我々担当としても毎年収納率というようなところでは昨今いろいろ対策を行いながら、少しでも上昇するには努力をしているところでございます。今後とも早期に、不納欠損まで至る前にいろいろなこと、調査なりをしながら、なるべく事前に納めていただくような努力をしていきたいというようなところでございます。最終的に不納欠損になったものについては、当然過去の分からやっていく中でも、やはり経済的に大変で、現年度が毎年かかっていく部分でなかなか過去のものまでいけない、あるいは本当に亡くなっている方、あるいは転出してどこかに行って、追跡調査なりもしているのですけれども、なかなかわからなくなって5年以上たってしまったというような方を中心に不納欠損をしているというような状況でございます。

○委員長 土田政己君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 この辺の税、国民健康保険というのは自分の命に直結してくるものですから、こんなこと言ったら来年の選挙に向かって何言っているのだということになってとんでもないことになるのかもしれませんが、比較的もらいやすい分野なのだと思うのです。家賃とかもそうなのだろうと思うけれども、一般の市税とかなんとかというのであれば本当に悪質な人って結構多くて、払わないなら払わないで別に自分は何もどうでもないのですよね。でも、これというのは、払わなければその恩恵を受けられないというか、そういう部分になるので、比較的いただきやすい税なのでないかなとは思っています。いずれにしても、良心的に、生活は苦しいのだけれども、滞納もまたあるのだけれども、この人の命にはかえられないという部分で対応されている、それは本当に素晴らしいことだと私も思っています。だからといって、甘くしているとどんどんそういうふうになってきて、私もそうなのかもしれませんが、人って困ったときは何ぼでも頭下げるのです。何ぼでも土下座するのです。だけれども、ほとぼり冷めたらもう忘れてしまうのです。それでこういう結果になるのです。ですから、せっかく優しく市民の方々にやっているところ、私はそれを否定はしませんけれども、その辺きちとやっていただければ、ここ何年もずっと保険税どんどん、どんどん上がってきていて、公平感という部分でもかなり開きも出てきているかなという気もしますので、こういうところできちと、不納欠損を出すようなことにならなければその分保険料というのも圧縮できたりするのかなという部分もあるので、大変でしょうけれども一生懸命努力していただければなと思います。よろしくお願いします。

○委員長 土田政己君 他にご発言ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、363ページからの議案第13号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、406ページからの議案第14号 平成25年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、1点お伺いをしておきたいと思うのですが、4款地域支援事業費の中で464ページ、任意事業費に要する経費の中の位置情報提供サービス利用補助金ということで、平成25年度1万4,700円ということで計上されております。これは、事務報告書を見ていますと2名の方が利用されているということでもありますけれども、本来であればもう少し利用者が多いのかなというふうに思っていたのですが、そもそも申込者自体はどのくらいあったのか、それで2名になったのか、この辺どのような状況なのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 位置情報提供サービス利用補助金のご質問でございます。

25年度、2件ということでございまして、こちらにつきましては申請があって、その

初期の費用、加入料金と標準の充電器の費用について助成をしているところでございまして、1件当たり7,350円、これの2件ということで、25年度に申請があった分ということでございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 そうすると2件の、要するに2名の方の申請しかなくて、2名が今回対象として通ったというふうに受けとめていいのかどうか、ちょっと確認なのですけども。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの部分につきましては、委員さんおっしゃるとおり、25年度に2件の申請がございまして、2件の方に補助をしているということでございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 恐らくこれ位置情報ですから、これを利用される方たちというのは高齢の方が多くて、なおかつ日常生活上、例えば徘徊だとか、家を出た後戻ってこれないだとか、そういったいろいろな方たちが対象としてこれを利用していくのかなというふうに私は受けとめているのですけれども、そうすると砂川市内において位置情報を利用されるだろうという対象者というか、対象範囲というのはどのぐらい市として、25年度のときには押さえていたのか。この辺わかっていて範囲で聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの補助金につきましては、認知症の高齢者の方が対象となるものでございまして、市内に在宅でと申しますか、在宅以外でも有料老人ホーム等にお住まいの方で、徘徊が心配でこのような装置を持つ必要があるというような方につきましては、実際のところ認知症の高齢者の方で一定の水準よりちょっと認知度が進んでいる方の状況については、私の手元では集計と申しますか、詳細な把握というのはしてございません。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 そもそもこれを利用したいという方たちがみずから申請していかなければいけないのかなとは思っているのですけれども、せっかくのいいシステムというか、位置情報ですから大いに活用してほしいとは思いますが、ただ最近の流れとして、例えば携帯電話を持っているとGPSでこの方はどこにいるとかということがどんどん、どんどん日常的になってきていると考えると、これはあくまで平成25年度の決算を通しての話でありますけれども、だんだん、だんだんひょっとしたらこれを利用しなくても、場合によっては携帯電話等のGPSの位置情報を使いながらということもあり得るのかなというような考えはします。ただ、認知症の方たちにとって市としてしっかりとした支援をするという形の仕組みだというふうに私は思っておりますので、この辺平成25年度のこの状況を踏

まえながら、できる限りというか、大いにPRもしながら、利用してもらうことの方策もしっかりと考えていただきたいなということをお話して、終わりたいというふうに思います。終わります。

○委員長 土田政己君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、473ページからの議案第15号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第16号 平成25年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

それでは、質疑がありますので、これで休憩をいたします。午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時58分

○委員長 土田政己君 休憩中の委員会を再開します。

平成25年度砂川市病院事業会計の質疑に入ります。質疑を許します。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、1点お伺いしておきたいと思います。

財務諸表附属資料の中での収益費用明細書があるわけですが、その中で18ページ、1款病院事業費用、1項医業費用、そしてその中の2目材料費ということであるのですが、材料費の関係で特に薬品費とか診療材料費といった部分では結構大きな金額になっているのですが、特にこの中で薬品費の金額が計上されております。この薬品費について、管理含めてどのような形でされているのかということをもっと最初に聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 薬品の関係でございます。

まず、薬剤部のほうで在庫しているのが1,900万ほどございます。これを薬品管理、つまりSPDで定数管理して、使用した分を補充するような形をとっております。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 端的に答えていただいたのであれですけども、結構な金額ある中で言いますと、薬品の場合、うちの病院はがん診療拠点病院でもありますから、幅広くいろいろな種類もありながら、なおかつ単価が低いから高いのまで幅広くあるかと思えます。特に私が気になるのは高い単価の部分も含めてなのですが、薬品の場合それぞれ利用期限というか、使用期限というものがあるかと思うのですが、恐らくその薬によってそれぞれ別々に使用期限というのが決められるようなことがあるかと思うのですが、平成25年度において使用期限内に使い切れなかった部分というのかな、強いて言うと未使用であったというような形があるのかというふうな感じはするのですが、これをきちっと管理している中でどのようにされているか、まず平成25年度としては利用というか、使用できなかった薬品ということが金額的にどのくらいあるのか、その辺押さえているのだったら聞かせていただけないかなと思うのですが。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 薬品の期限切れということでございますけれども、実際に廃棄処分という形のものなのですが、薬剤部のほうでは箱単位で納入します。それを中から小分けして各部署に配る。実際にあけてしまったものはもう返すことはできないので、あけてしまって各部署に使ってもらった。ですけども、院内でもうその薬を使う患者さんがなくなったという場合に、やはり期限が切れて廃棄するという形になってしまいますので、その部分は月に5万から6万くらいになります。年間にして60万くらいだとは思いますが、それくらいが廃棄処分になっている現状です。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私も雑駁に聞いておりますから、大枠にお話をしていただいたのかなと思います。強いて言うと薬剤部があって、それぞれ薬は箱ごとというか、恐らくその種類によってはどん、どんと買って、それをそれぞれの診療科目だとか病棟のほうに振り分け

ながらやられているということかなと思います。ただ、一回封をあけてしまうと、利用されない患者さんがいた場合については場合によったら期限切れを迎えて、そうなる例えば月に5万から6万という雑駁な金額でしょうけれども、年間で約60万ほどかなということではありますが、その中で特に、私さきにお話しさせていただきましたけれども、がん診療拠点病院でもあって、高度医療における薬剤というのか、使うとなると結構高額な薬剤でもあるかと思うのですけれども、この辺は今ほどの月に5万から6万の期限切れの薬品があるということですので、高度医療で使われている薬剤の場合は結構単価も高いのではないのかなと気にはしているのですけれども、そういったこともこの中には、月5万から6万の期限切れの薬品があるという中には含まさっていくのかどうか、この辺を聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 高額医薬品がこの中に入っているかどうかということなのですが、これは入っておりません。がん治療ですとか、そういう患者さんに使う薬品については1本100万円だとか200万円だとか、それぐらい高額なものがありますので、これに関しましては毎日在庫数、それから使用数、きちっと定数確認をして保管している状態です。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 恐らく薬品の在庫管理をしっかりとしていながら、その辺は極力ないというか、今の話だとほとんど出ていないというふうに受けとめるしかないかと思うのですけれども、確かにお話にあったように高度医療になると薬剤自体が結構金額かかるということでは、今回の病院の事業報告書の中でも、経費も含めながらいろいろ節減もしながら、いろいろ対応を25年度はしてきましたということでもあるから、そういった点では私もそれを今の答弁を受けとめながらしていかなければいけないのかなと思うのですが、基本的にはきちっとした薬剤管理というのはシステムを持ってやられているから、例えば多少の患者さんの疾病の度合いというのが違って、ある程度薬はこういった形で使えるというふうに受けとめながら、在庫管理を適正にしながら期限切れになる前にそれは使用されているというか、そういう努力はされているというふうに受けとめていいのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 薬によりまして、期限というのは2年から3年ぐらいあるのです。毎月、箱にきちっと期限が入っていますので、月に1度期限確認をしまして、1年1カ月前の期限であれば問屋のほうで取りかえが可能なのです。交換可能なので、また期限が切れそうな場合については、例えば病棟間で使ってもらうだとか、そういうふうにして今現在やっています。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかってまいりました。今ほど大変大切な答弁していただいたのかなと思います。場合によったら、その期限内であっても期限がある程度の期間がある中では、恐らく薬剤屋さん和新しいものと交換も可能であると。そういったことも考えながら、基本的には期限切れの在庫をなくすというか、極力少なくしながら、在庫を残さないようにしようといった形ができるというふうに受けとめたのですけれども、済みません、それちょっと確認なのですけれども、聞かせてください。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 今委員さん言った、そのとおりでございます。

○委員長 土田政己君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。正直薬品も結構金額大きいですから、そういった在庫管理というのはしっかりとやられていると思いますけれども、この辺は薬品を提供しているメーカーさんというか販売会社さんというか、そことも連携をとりながら実施をされているというふうに受けとめさせていただいて、私の質疑はこれで終わります。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も何点か質疑をしたいと思うのですけれども、まずは平成24年度と比較しますと、医業損失のほうが平成25年というのはふえているのですけれども、こちらのほうのまず要因をお聞かせください。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 まず、収益から説明させていただきます。入院収益が前年度と比較しますと1,840万ほど増加しております。それから、外来収益につきましては1億600万ほど増加しております。医業収益全体では1億2,730ほどになります。一方、費用につきましては、給与費で約7,800万ほど増額しております。これは、医療技術員ですとか短期出張医の増加が主な要因となっております。それから、あと材料費の中の薬品費、これが約1億500万増加しております。これは主に注射用で8,860万ほど増加しております。それから、材料費で1億200万ほど、これは主に患者用で使われているものがありまして、7,780万ほどの増加があったということでございますので、費用のほうの増加がふえた要因と考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、ここの決算上の数字ばかりではなくてキャッシュフローで計算することがあるのですけれども、24年度は大体キャッシュフローで3億ぐらいの黒と言っていいかなというふうに思うのですけれども、25年度はまだ黒字ではあるのですけれども、大体1億5,000ぐらい減っているという状況なので、このまま黒字が続いていってくればいいなというふうには思っているのですけれども、ただ25年度でちょっと心配な点は、患者数での入院が24年度と比較すると4,998だから、約5,000人減ってしまっているのです。それで、結果的に言うと、今の答弁でいくと入院、外来とも収

益としては若干でも増になっていったけれども、材料費、人件費が上がってしまった。そもそも患者が減っているのに、人件費が上がって、それから材料費が上がっているというのは一体どういうことなのかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 経営企画課長。

○経営企画課長 佐々木裕二君 入院に関しましては、患者さんが減っているというのはほとんどが精神科の患者さんのところで減っていきまして、こここのところは診療単価も安いというか、一般に比べますと診療単価が低いものですから、それほど影響がなかったというふうに考えております。まず、先ほど言いました薬品費で1億500万ふえている、これは主にがん患者さんの化学療法の薬剤部分で増加しております。それから、材料費につきましては、特に心臓血管外科で手術件数98件ほどふえておりまして、これがステントグラフトと言われる材料を使った手術でございまして、この材料自体もそうなのですが、これに付随する材料がやはり多く出ているということで、その部分で増加している、これが主な要因となっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 大体収支に関してはわかってきたのですけれども、ただ今後の傾向として、精神科が減っているし、そっちのほうは1人当たりの診療単価が低い。でも、高いところがふえているので、まだ1億5,000ぐらいキャッシュフロー的には黒字を保っていられるというようなところなのかなというふうに理解をしたのですけれども、ただ資料を見ていくと25年というのは精神科の病床利用率というのが本当に落ちているのですよね。平成24年度は78.1%だったものが25年は67.1%まで落ちてしまっていて、確かに入院単価は安いにしても、これまでは病床利用率を相当引き上げるための、引き上げるというか、高くなる要因としては精神科が100%近いぐらいの病床利用率だったのですけれども、ここまで、これ落としていっているわけではないのだろうけれども、落ちていっているというそもそもの要因というのは、病院経営にはほかの診療単価が高い人が入院してくればよいというのは確かにあるけれども、患者さんが減っているというふうには私は思えないので、その辺のところをお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 精神の患者さんが減っている要因ということでございますが、精神科に関しましては、まず国が入院の医療から地域に帰すのだというような方針が出されております。それと、当院は今13対1の精神科の入院基本料というのを算定しているわけなのですけれども、それには平均在院日数70日以内にしなさいという縛りもあります。それと、いつ救急の精神の方が来るかわからないということもあって、ベッドをあけておかなければならないという要因もあるのですけれども、そういうことで減ってはいるのですが、新たに入院してくる人の数というのはそう変わってなくて、入院している期間が短くなって、それで延べ患者数が減っているというのが実態であります。早く返せる

理由としましては、グループホームであるとか、あと精神のほうで訪問看護をやっているとか、地域で精神科の患者さんを支える仕組みが整ってきているということも挙げられるというふうに考えてございます。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市民にとってはこれはいいことなのかどうかということなのですけども、砂川の市立病院では70日以上入院していると診療単価が安くなってしまふ、だから早く出してもらわないと困るのかなと。グループホームということになれば、ほとんど認知症の患者さんということが想像できるわけですけども、本当にこの人が70日を過ぎて治っているのかなと、退院してもいい状況になって退院しているのかなという心配があるわけです。今特に若い人たちもあわせて鬱になったりという患者は決して減ってはいないというふうに思うものですから、結局この人たちは今言ったようにグループホームなりほかの病院なり、大体市内で次に向けての逆紹介と言ったら変だな、紹介先みたいなものというのはどのぐらい、数字までは要らないのですけれども、大体どんな流れ方になっているのかというのを伺いたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 精神科の患者さんの流れということだと思いますけれども、例えば認知症でいきますと、かかりつけ医の先生のところにまず受診をしていただいて、そこから紹介状をいただいて、当院のほうで認知症の鑑別診断のための外来通院であったり、あるいは入院をしたりというようなことでその診断をします。その方々については、その後の治療については逆紹介をして、その紹介のところの先生にお返す場合もありますし、ちょっと重症の方であれば当院ですべて診るという場合もあります。ある程度入院の治療が必要がなくなってくれば、地域にお返しをして、そこは当院の訪問看護のほうで精神科ソーシャルワーカーと看護師がセットになって行ったりとか、そういったことでの対応をしておりますので、患者さんの流れとしては今ご説明したような大きな流れとなっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この前精神病床は8床減少になって、ちょっと試算してみて、仮に80床で同じぐらいの患者数だったら73%ぐらいにはなるのです。これ88床のときのあれですから。それにしてもちょっとあき過ぎではないかなと思うのですよ。南館はかなりお金をかけて、精神科と、それから健診としっかりつくったものですよ。これだけあいてしまっているということは、本当に病院の中にもう一階建てればよかったのではないかぐらいの話に戻ってってしまうことになるけれども、わざわざ精神科のために南館というのをしっかりと建て直した、耐震もしっかりしてというような状況になったのだと思うのですから。病床のベッドがあいていることは別に悪くはない、みんなが健康になってあいているのならそれは構わないのですけれども、経営的にいえば、幾ら診療単価が低いに

しても30%以上あいてしまっているということは、ちょっと経営的に今後心配だなという思いがあるのです。その辺は病院としては心配はしていませんか。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 病床はなるべく埋まっていたほうが経営的には安定しますので、それは今の状況はやっぱり余り好ましい状況とは言えないというふうには考えております。では、精神の今の病床の利用状況をどうしていくのだというようなことになると思うのですが、1つは認知症の鑑別診断のために外来に3回ぐらい、1回目に診察をして、2回目に来ていただいて検査をして、最後に診断をつけてお返しをするというようなことをやっているのですが、当院の認知症の外来につきましては先生方の努力もあって結構道内各地から受診に来て、1カ月待ちぐらいの状況になっております。そういった方々をどうにか3日間ぐらいの入院で、短期入院でもいいので、そういった入院の方向に向けたいという思いは持っています。ただ、そうなったときには、その患者さんの家族の協力だとか、あとは早期に診断をしてくれなければ困るという人でないと、3回でも4回でも来てもいいと思われている方がわざわざ入院しませんので、早く診断をつけてほしいという方と、あとは家族の協力があるということと、あとは入院するのが精神科の病棟になりますので、そういったことに抵抗がないという人であれば入院の同意をとって、それでやっているのですけれども、なかなかそこに同意されないという方もいらして、そこら辺は今後どう入院に結びつけるかというのが課題だというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一般質問になるかということころは気にしながら、ここについては1つだけお伺いするのは、認知症ということが非常に最近注目されていつつ、砂川では物忘れ外来がかなり早くから、しかも内海先生は相当全国飛び歩いているという状況があるから、さっき言ったように精神科で検査入院をしてもらって認知症の判定が早くできるということは、結局その後の治療なり方向性が早く決まっていくということになって、いいことだろうというふうに思うのですけれども、精神科に入院をする、物忘れの、認知症の検査入院であっても精神科にというのは若干やっぱり抵抗がある可能性が高いかなというふうに思うので、これは精神科に物忘れ外来というのがあるように精神科の南館に例えば物忘れ病棟とかそんなような、これというのはやっぱり国にちゃんと許可を得なければ変えられないものなのか、精神科でも物忘れ病棟みたいな形で入院ベッドをつくるということ、名前がいいと思うのですけれども、そういうことはまずいのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 基準でいきますと、認知症の患者を専門に入れる病棟というのは基準があります。その基準に合致すれば、それはそれでいいということになるのですが、当院の場合はそういう形式はとってはおりませんが、今3階と4階に2つの病棟がありま

して、そこに入れる患者さんを3階のほうには主に認知症の方、高齢者の方、4階のほうには従来の精神疾患、統合失調症であるとか鬱とか、そういった患者さんを入れるように区分けをしております。

〔「名前をそうするということは」と呼ぶ者あり〕

名称ということですね。名称は特にどこかに届け出するという事はないので、例えば新本館のほうでいくと4階東病棟とか5階東病棟という名前がついていますけれども、その名称は届け出はしますけれども、院内的に何か別の名称をつけて、愛称で呼ぶというのですかね、ほかの病院の例でいくと、例えば整形外科の病棟でリハビリをこつこつやるという意味と骨のこつこつを兼ねてこつこつ病棟と院内的に呼んでいるようなところもあるようですから、それは特に問題ないのかなと思います。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、患者数の関係で、全体としては前年対比で約5,000人、こちらのほうは精神科の患者さんが少なくなったということはあるですけれども、さらに地域別の利用患者数を調べてみると、何と砂川市民の入院患者は5,811人、こっちは約6,000人、砂川市内の入院患者が減ってしまっているのです。こちらのほうの要因というのは、やはり精神科が少なくなったものなのかというのは、これは何か調査なりができるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 入院患者を地域別に見た場合に、砂川市が24年度との比較においては5,811人ほど減っていると。要するに患者さんがどこかに流出したのかというようなことを見ていかなければこの辺見えてこないのですが、私たちが自前で持てるデータというのは当院を受診された患者さんのデータしかなくて、近隣の病院、あるいは市内の開業医さんのところに患者さんがどのまちからどのぐらい来ているかというようなデータというのは我々はちょっと持っておりませんので、そこら辺を分析するというのは非常に難しい状況にはなっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全体として砂川市内の入院患者というのは25年で3万5,000人ちょっとということなのですけれども、そのうちの6,000人の減少というのは結構びっくりする数字だなと思うわけです。この流れというのは、ぜひとも何らかの形で調べられないものなのかなというふうに思うのです。砂川市立がだめだから、例えば札幌に行ってしまうものなのか、正直言うと最近よく聞くのです。特に科によってなのですけれども、ここが結構札幌とは近い距離にあるので、ここで待つぐらいだったら、例えば3時間、4時間待つのなら、特急で行って帰ってきてもちろん診察終わって帰ってこれるわという、これ正直あるだろうと思うのです。お金に余裕がある人はそういうふうになっていくかもしれないし、今は病院としては調査ということができないような状況がないという

のですけれども、何らかの形でできないのかなと思うのです。病院とはちょっと離れますけれども、当然関係があることとして国保のことで話を聞くと、国保では受診が1億減ったということがありますよね。結果市民が健康保険を使わずに元気になって、結局は市立病院に通う必要が1億円分、去年だったら砂川の市立に、これも入院ばかりの話ではないから国保の話もなかなか難しいと思うのですけれども、まずは病院としてこれからこの辺も分析をしてみないと、今ちょっとこの流れがつかめませんというだけでは、せっかく砂川市立病院えらい借金をしながら、市民にとって一番いい病院になっていかなければいけないところから入院患者が6,000人も減っているということは、そう見過ごしていい問題ではないというふうに思うものですから、何か今すぐではなくてもいいので、今後これを後追いをしていくというような手だてはないのかどうかお伺いします。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 我々としましても、厳密なデータでというのはなかなか難しいのですが、砂川市の入院患者さんが5,811人ほど昨年度より減っているということで、先ほど言いました砂川市の国保のデータをちょっと見せていただいたという経過があります。まず、砂川市の国保、一般の国保と退職国保、それと後期高齢の方々、人口の大体45%ぐらいがその保険に入っていると。当院の入院患者さんの保険別に見ていくと、国保一般と退職と後期高齢で大体75%ぐらいの方がその保険を使われている。そういうことで見させていただいたのですが、国保のほうから見せていただいたデータは平成24年度と平成25年度の入院のレセプト、その中に診療実日数というのがありますけれども、10日間入院したらそこが10となってくるのですけれども、延べ患者数と大体リンクするような形になりますので、そこをちょっと見させていただいたのですが、そこも国保のほうも7,731日、前年度よりは減少していると。なので、砂川市の方々がちょっと受診を控えたのかなという見方はできるのかもしれませんが、あとそこに社会保険の方々のデータが全く入っていないので、それが全てとは言えないのですが、そういう傾向はあるのかなというふうに思っております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 実は調べているのでしょうか。さっきは何もないみたいな話だったけれども。その話でいくと、国保でも七千七百何ぼか、それが全部入院とは限らないのですよね、入院ですか。

〔「入院で」と呼ぶ者あり〕

それだったら、元気になったのかもしれないですよね。これ以上は多分どうにもならないのだから、国保でということは、ほかの病院に行ったとしたら、それは減っていることにはならないですよね。もし砂川からどこか、例えば札幌の病院へ行っているなら、受診はされ、そこで入院されているなら、国保が減少するわけがないのだろうと思うのですけれども、まずそうですね。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 そのとおりだと思います。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。本当に元気になって病院に来ていないのだとすれば、病院経営にはちょっとマイナスにはなるけれども、砂川市民にとってはいいことだということにつながっていくので、ただこれ以上この段階ではなかなか難しいのかなというふうに思うのではありますけれども、入退院、あるいは入院というのは大体診療単価としては5万円ぐらいが砂川の相場ですから、となると市内の6,000人減というのは3億円の減ということにもつながっていくわけで、こういう分析、どうなってるんだろうというのとは常にしていってほしいなというふうに思います。

それから、続いてなのですけども、手術件数のことでちょっとお伺いをしたいのですけれども、決算書の29ページに手術件数というのがありまして、先ほどは心臓血管のほうで診療単価としては高いところがふえているから、全体的にはというお話がありましたけれども、私この表を見ていてちょっとあれっと思うのは、結構三角が多いですね。この三角、減少しているわけですけども、前年度より手術件数が減っているというところなのですけれども、気になるのが例えば循環器とか整形とか、あるいは脳神経外科とか眼科とか泌尿器科とか、これ減っているわけです。それぞれ高齢者がかかるような病気の科といっても、それが全部とは言いませんけれども、高齢化が進むとかかりやすい病気のところのような気がするのです。そこのところが前年と比較すると減ってきているという、ここの要因は一体何があるのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 手術が減少している要因ということでございますけれども、大きく減っているのは整形外科なんかは非常に大きく減っているのですが、それは前年度との対比でということなのですけれども、平成24年度の冬の間には転倒とか転落とか、そういったものが非常に多くて、病床利用率も非常に高い状況が冬場の間続いたのです。それが25年度のときの冬になると転倒、転落とかの、いわゆる整形でやるような手術というか、患者さん自体がちょっと減っていたということが要因として1つ挙げられると思いますし、あとは循環器とかにつきましては心筋梗塞的な、そういった患者さんがいる、いないによって変わってきますので、何とも言えないのですけれども、大きな、整形でいきますとそういう季節的な要因といいますか、そういったものがあつたというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それぞれ季節によってということであれば、この波というのはどうしてもあるのかなというふうに思うのですけれども、ただ例えば泌尿器科だったら前立腺の関係とか、眼科なら白内障だったりとか、これからふえていくような科だと思うのですよ、

高齢化が進めば進むほど。そこが減ってきている。循環器も心臓の関係とかいろいろあると思うので、これは外に逃げていっているとか、砂川市内では、市立病院ではなかなかできないので、よそを紹介しているとかで減っているということはないのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 例えば泌尿器科であるとか眼科ということになると、紹介するとすれば札幌市内とか、そういうところになりますので、例えば患者さんのほうでそういう希望があれば紹介状を書く場合もありますけれども、通常は当院で実施するという事になっております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そういう答えではなくて、答えを誘導しているのではないのですよ、私が聞いた質問と違う答えだという意味ですよ。つまり泌尿器科、眼科、循環器、耳鼻科、それぞれ、整形なんかも特にそうだけれども、本当は砂川市立でかかりたいのだけれども、あるいは技術的ちょっと弱い部分があるから札幌に紹介しているというようなことというのはそんなにかどうかをお伺いします。

○委員長 土田政己君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 当院で絶対的に大学病院でやるような治療でなければならないような場合は紹介いたしますが、それ以外の部分についてはないというふうに思っております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それもこれも季節によってというだけの、先ほどの非常に説得力がありましたけれどもね、雪が多くて転倒が多かったからという24年というのは。それ以外は、なかなかそういう原因では割り切れないというところもあるのではないかなというふうにも思わないでもないのです、私は病院にいるわけでもないのです、これ以上の質問はできないかなというふうに思って、この件もこれで終わりたいと思うのですけれども、最後に院内保育の関係なのですけれども、前年も院内保育の関係でしましたけれども、今回32ページに院内保育所の概況というのがあって、保育所の利用実人数というのが10人、それから一時預かり利用人数というのも平成24年は39名のところが今回は183名と相当利用が高まったのかなというふうに思うのですけれども、この辺というのはなぜ利用が高まったのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 渋谷和彦君 平成24年につきましては、院内保育所が開所したばかりということもありまして、敬遠する職員もいました。それが1年たちまして、ある程度保育所でやっていることが見えてきた。そういった中で職員がまず利用する、月決めの保育を利用するといった方たちがふえてきたというふうに思っております。それから、一時保育に

つきましては、育児休暇が明けて、その後に育児短時間勤務者というのがございます。それですとか、あとパート看護師、そういった方が定期的に使っていただける、そういった環境が整いましたので、定期的を使う、そういった方がふえた、それによりまして回数がふえたというふうに考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どうせやっている院内保育ですから、やっぱり利用がふえるには本当にこしたことがないというふうに思うのですけれども、今後の方向としてまだまだふえていくというふうに24年の結果を見て思われているのでしょうか。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 渋谷和彦君 25年度の実績、実人数では24名となっております。この内訳としましては、月決めが18名、それから一時預かりの利用者数として6名の計24名が実人数というふうに数えております。今年度につきましては、10月現在で21名の月決めの保育児を預かっております。それから、11月には1名追加となりまして22名といったような、徐々にではありますが、当院の保育所に預けていただく環境が整ってきたのではないかと考えております。

○委員長 土田政己君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後にします。今は、医療従事者に限った院内保育だと思うのですよね。まだ定員までには結構ゆとりがあるというか、今でいうと月決めと一時保育が6名いるということになるので、これはもう少し幅を広げて、例えば職員でも必要があればこの院内保育に預けられるとか、病院に限らないとちょっとまずいとは思うのだけれども、そういうような考え方というのはあるのか、ないのかお伺いします。

○委員長 土田政己君 管理課長。

○管理課長 渋谷和彦君 今現在、定数の40名は満たしていないところではございますが、院内保育所を建てたという目的が医療従事者の確保、そこがやっぱり前提にありますので、今のところ医療従事者以外のお子さんを預かるようなことは考えてはございません。

○委員長 土田政己君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会宣告

○委員長 土田政己君 以上で本委員会に付託されました議案第11号から第16号までの各会計決算認定についての審査を終了いたしました。

これで決算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 1時44分

委 員 長